

小松市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による平成29年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年11月16日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 予防先進部
いきいき健康課，すこやかセンター，保険年金課
- 2 監査実施日 平成29年10月17日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，予防先進部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<いきいき健康課>

がん検診を受診しやすい体制の整備として，受診料金の引き下げや休日等にごがん検診とはつらつ検診をまとめて受診できる機会の提供等を行っており，これらの取り組みにより，一部のがん検診で受診率は向上したものの，依然として伸び悩みも見られる状況である。

未受診理由の調査・分析等により，より市民ニーズに合致した検診体制の整備についても検討され，引き続きがん対策の強化と市民の健康増進に努められたい。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 都市創造部 建築住宅課
- 2 監査実施日 平成29年10月17日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，都市創造部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 消防本部
- 2 監査実施日 平成29年10月17日
- 3 監査実施場所 消防本部
- 4 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、消防長ほか関係職員の同席の下、総務課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発している状況の中で、市民の生命財産を守り、安全を確保するために、消防本部及び消防団が果たす役割は年々大きくなっている。

一方で、近年における消防団の役割は、消火活動にとどまらず、地域コミュニティの連携を図る上でも重要視されてきている。今後も女性や若者をはじめとした幅広い人材の入団促進を図り、本市の消防防災体制の充実強化に努められたい。